

都市再開発法（昭和 44 年法律第 38 号）第 11 条第 1 項の規定により、市街地再開発組合の設立を認可し、同法第 19 条第 1 項前段の規定に基づき公告したので、同法施行規則第 39 条第 2 項の規定により次のとおり掲示する。

令和 7 年 6 月 25 日

横浜市長 山 中 竹 春



1 公告の内容

横浜市公告第 359 号

市街地再開発組合の設立認可

都市再開発法（昭和 44 年法律第 38 号）第 11 条第 1 項の規定に基づき、市街地再開発組合の設立を次のとおり認可した。

令和 7 年 6 月 25 日

横浜市長 山 中 竹 春

1 組合の名称

関内駅前北口地区市街地再開発組合

2 事業施行期間

令和 7 年 6 月 25 日から令和 15 年 3 月 31 日まで

3 施行地区

中区蓬莱町 1 丁目 7 番の 6 の一部並びに真砂町 3 丁目 33 番の 1、33 番の 2 の一部、33 番の 3、33 番の 4、34 番の 1 から 34 番の 6 まで、35 番の 1、35 番の 2、36 番、36 番の 2、36 番の 3、37 番の 1 から 37 番の 3 まで、38 番の 1 及び 38 番の 3 並びに万代町 1 丁目 7 番の 7 の一部並びに港町 2 丁目 9 番の 2 の一部、9 番の 3 の一部及び 3 丁目 10 番の 1、10 番の 2 の一部、10 番の 3、10 番の 4、11 番の 1 から 11 番の 4 まで、12 番の 1 から 12 番の 4 まで、13 番、14 番及び 14 番の 4

4 事務所の所在地

中区真砂町 3 丁目 33 番地

5 設立認可の年月日

令和 7 年 6 月 25 日

6 事業年度

毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで

7 公告の方法

組合の掲示板及び組合のウェブサイトに掲示し、特に必要があるときは、官報に掲載する。

8 権利変換を希望しない旨の申出をすることができる期限

令和 7 年 7 月 25 日

2 施行地区

別紙施行地区区域図のとおり